一二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた登録認証機関の登録事項を変更した旨を公示する件　二二　四
一三　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域の一部を改正する件　二二　四
一四　薬事法等の一部を改正する法律附則第六十三条の規定によりなお従前の例によりされた同法第一条の規定による改正前の薬事法第七十七条の二第一項の規定に基づき希少疾病用医療機器を指定した件　二二　五
一五　平成二十七年における国民生活基礎調査の調査の期日、調査票及び調査票等の提出期限を定める件　二三　四
一六　障害者の雇用の促進等に関する法律の規定により在宅就業支援団体を登録した件　三〇　七
一七　労働者災害補償保険法施行規則第一条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事務を定める告示等の件の一部を改正する件　三〇　七
一八　厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件　三〇　七
二〇一　保安林の指定をする件　五　三

○農林水産省

二一一　保安林の指定施業要件を変更する件　五　七
二一六　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令第一条第一号の規定に基づき、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関し主務大臣の定める基準を定める件の一部を改正する件　六　二
二一七　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第十三条第一項の規定に基づき、国の負担又は補助の特例に係る津波避難対策緊急事業に関する主務大臣の定める基準を定める件　六　二
二二九　保安林の指定をする件　六　三
二三五　保安林の指定施業要件を変更する件　六　四
二三六　保安林の指定をする件　七　一
二四七　保安林の指定を解除する件　七　三
二四八　保安林の指定施業要件を変更する件　七　三
二四九　種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件　八　三
二五一　肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件　九　六
二五三　園芸施設共済損害認定準則等の一部を改正する件　九　六
二五四　園芸施設基準共済掛金率等を定める件の全部を改正する件　九　七
二六二　保安林の指定施業要件を変更する件　一三　四
二六三　〃　一四　四
二六八　種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件　一四　四
二六九　保安林の指定施業要件を変更する件　一五　九
二七五　保安林の指定をする件　一六　四
二七六　保安林の指定を解除する件　一六　七
二九五　保安林の指定施業要件を変更する件　一六　七
二九六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　一九　三
二九七　保安林の指定をする件　一九　三
二九八　保安林の指定を解除する件　一九　四
二九九　保安林の指定施業要件を変更する件　一九　四
三〇〇　種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件　一九　一
三一五　保安林の指定をする件　二〇　五
三一六　保安林の指定を解除する件　二〇　五
三一八　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法に基づき特定母樹を指定した件　二〇　五
三一九　肉用子牛生産安定等特別措置法第五条第九項の規定に基づき、平均売買価格を告示する件　二〇　六
四〇　平成二十七年産のてん菜及びさとうきびに係る甘味資源作物交付金の単価並びにでん粉の製造の用に供するばれいしょ及びかんしょに係るでん粉原料用いも交付金の単価を定めた件　二一　一〇
四一　農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二二　五
四二　農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件　二二　五
四三一　保安林の指定をする件　二二　五
四五一　保安林の指定を解除する件　二二　六
四五三　保安林の指定施業要件を変更する件　二二　六
四五五　〃　二三　四
四六〇　平成二十七年度の指定食肉の安定価格を定めた件　二六　二
四六一　平成二十七年度の肉用子牛の保証基準価格を定めた件　二六　二
四六二　肉用子牛の合理化目標価格を定めた件　二六　二
四六三　平成二十七年度の生産者補給交付金に係る加工原料乳の数量の最高限度として農林水産大臣が定める数量及び加工原料乳の補給金単価を定めた件　二六　二
四六四　型式検査に合格した農機具の型式等について報告があった件　二六　二
四六五　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定による一般材、押角、耳付材、合板（航空機用のものを除く。）及び床板についての登録外国認定機関の登録の失効に関する件　二七　二
四六六　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関の登録を更新した件　二七　二